

京都市交通局競争入札参加停止取扱要綱

制定 平成14年12月27日

改正 平成16年3月31日、平成17年3月31日、平成18年5月30日、
平成18年11月20日、平成19年2月19日、平成20年3月1日、
平成20年8月1日、平成21年2月16日、平成21年4月13日、
平成21年5月29日、平成22年4月8日、平成23年3月30日、
平成24年5月31日、平成24年9月28日、平成25年4月16日、
平成27年4月30日、平成27年5月29日、平成28年5月30日、
平成29年6月30日、平成29年9月28日、平成30年3月30日、
令和3年3月29日、令和5年3月31日、令和6年3月31日、
令和7年3月14日

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めがあるもののほか、京都市交通局競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第29条第1項に規定する競争入札参加停止（以下「参加停止」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「本市契約」とは、交通局（京都市、上下水道局及び公社等を含む。）が締結した契約をいい、当該契約の下請契約（元請人が発注者と締結した契約に係る業務の全部又は一部について締結される契約をいう。）を含むものとする。

(参加停止の要件及び期間)

第3条 管理者は、要綱第29条第1項の規定により、次の各号に掲げる者が別表に規定する要件に該当するときは、その者について、参加停止を行うものとする。
この場合において、同表に規定する期間が長期及び短期又は短期のみをもって定められている場合は、情状に応じて同表により期間を定めるものとする。

- (1) 本市の一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する資格を有する者（以下「競争入札有資格者」という。）
- (2) 京都市交通局契約規程（以下「規程」という。）第5条第1項及び規程第25条第1項に規定する共同企業体

(下請人及び共同企業体に関する参加停止)

第4条 管理者は、元請人が別表に規定する要件の一に該当する場合において、当該要件に係る事由について責めを負うべき下請人（競争入札有資格者である場合に限る。）があるときは、当該下請人について、元請人の参加停止の期間（元請人が競争入札有資格者でないときは、競争入札有資格者であれば行われるべき参加停止の期間）の範囲内において情状に応じて期間を定め、参加停止を行うものとする。

- 2 管理者は、共同企業体が別表に規定する要件の一に該当するときは、当該共同企業体の競争入札有資格者である構成員（明らかに当該要件に係る事由について

責めを負わないと認められる者を除く。)について、当該共同企業体の参加停止の期間の範囲内において情状に応じて期間を定め、参加停止を行うものとする。

- 3 管理者は、要綱第29条第2項の規定により、前条又は前2項の規定による参加停止に係る競争入札有資格者を構成員に含む共同企業体について、当該競争入札有資格者の参加停止の期間の範囲内において情状に応じて期間を定め、参加停止を行うものとする。

(参加停止の始期等)

第5条 参加停止の始期は、原則として、本市が当該参加停止に係る事由（以下「参加停止事由」という。）を知った日とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、新たに競争入札有資格者となった者が競争入札有資格者となる日前に参加停止事由に該当していたことを本市が知っていた場合は、その者が競争入札有資格者となった日を本市が参加停止事由を知った日とみなす。

- 3 第3条の規定にかかわらず、競争入札有資格者が別表に規定する要件に該当することとなったことを本市が知った日（前項の場合にあっては、競争入札有資格者となった日）が、当該要件に該当することとなった日の翌日から起算して3年を経過する日後であったときは、参加停止は行わない。

(参加停止の期間等の特例)

第6条 競争入札有資格者又は第3条第2号に規定する共同企業体（以下「競争入札有資格者」という。）が1の事由により別表に規定する要件の2以上に該当するときは、当該要件ごとに規定する期間の短期及び長期のうち、その最も長いものをもって参加停止の期間の短期及び長期とし、情状に応じて期間を定めるものとする。

- 2 競争入札有資格者が次の各号のいずれかに該当する場合における参加停止の期間は、別表に規定する期間にかかわらず、当該各号に掲げる期間とする。

- (1) 別表に規定する要件に該当することとなった場合において、当該要件に該当することとなったことによる参加停止の始期の前1年以内までの間に、別表に規定する要件による参加停止の期間が含まれているとき（次号及び第3号に掲げる場合は除く。） 同表に規定する期間に1月を加えた期間

- (2) 別表4から6まで（贈賄、独占禁止法違反行為又は談合等）に規定する要件（以下「談合等要件」という。）に該当することとなった場合において、当該要件に該当することとなったことによる参加停止の始期の前3年以内までの間に、それぞれ同じ要件による参加停止の期間が含まれているとき（次号に掲げる場合を除く。） 同表に規定する期間の2倍の期間

- (3) 談合等要件に該当することとなった場合において、当該要件に該当することとなったことによる参加停止の始期の前3年以内までの間に、それぞれ同じ要件による参加停止の期間が含まれ、かつ、当該始期の前1年以内までの間に、当該要件以外の要件による参加停止の期間が含まれているとき 同表に規定する期間の2倍の期間に1月を加えた期間

- (4) 第12条第1項の規定による報告が行われず、かつ、本市が、当該報告に係

る事由が発生した日から1月以内に当該事由を探知できなかったとき（別表10第9号に規定する要件に該当するときを除く。） 同表に規定する期間に1月を加えた期間

- 3 既に受けている参加停止（以下「既参加停止」という。）の期間中に新たに別表に規定する要件に該当することとなったことにより参加停止（以下「新規参加停止」という。）を行うときは、既参加停止の期間は新規参加停止に係る事由を知った日の前日をもって終了するものとし、新たに行う参加停止の期間は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところによるものとする。
 - (1) 既参加停止の期間の終期が確定しているとき 第3条及び別表又はこの条の規定により定めた新規参加停止の期間（以下「新規参加停止の期間」という。）に、既参加停止の残期間に相当する期間を加えた期間
 - (2) 既参加停止の期間の終期が確定しておらず、かつ、新規参加停止の期間がその始期においてあらかじめ確定させることができるものであるとき 既参加停止に係る事由に該当しないこととなった日の翌日から起算して新規参加停止の期間が経過する日まで
 - (3) 既参加停止の期間の終期が確定しておらず、かつ、新規参加停止の期間がその始期においてあらかじめ確定させることができないものであるとき 既参加停止及び新規参加停止に係る事由のいずれにも該当しないこととなった日まで
- 4 競争入札有資格者が2以上の事由により別表に定める要件に該当することとなった場合において、これらの事由に係る参加停止の始期を同日とすべき場合における参加停止の期間は、これらの事由ごとに算定した参加停止の期間を合計した期間とする。この場合においては、これらの参加停止の始期に先後関係があるものとして、2番目以降の参加停止の期間について、第2項の規定により算定するものとする。
- 5 管理者は、競争入札有資格者について、情状酌量すべき特別の事由があるため、別表に規定する短期の期間又は当該短期の期間に前4項の規定を適用した場合の期間（以下「通常短期期間」という。）に満たない期間を参加停止の期間として定める必要があるときは、参加停止の期間を通常短期期間の2分の1まで短縮することができる。
- 6 管理者は、別表5に規定する要件に該当するとして参加停止を行おうとする場合において、当該要件に該当することとなった者から、次の各号のいずれかに該当する旨の申出を受け、これを確認したときは、同表5に規定する期間にかかわらず、参加停止の期間に100分の50を乗じた期間を当該参加停止の期間から減じるものとする。
 - (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第7条の4第1項の規定により課徴金の納付を命じないこととされたとき 参加停止は行わないものとする。
 - (2) 独占禁止法第7条の4第2項又は第3項の規定により課徴金の額を減額されたとき

- 7 管理者は、別表5に規定する要件に該当するとして既に参加停止を受けている者から、前項各号のいずれかに該当する旨の申出を受け、これを確認したときは、同表5に規定する期間にかかわらず、当該各号に掲げるところにより参加停止の期間を定め、現に受けている参加停止の期間を変更するものとする。
- 8 管理者は、競争入札有資格者について、極めて悪質な事由があるため、又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表に規定する長期の期間又は当該長期の期間に第1項から第4項までの規定を適用した場合の期間（以下「通常長期期間」という。）を超える期間を参加停止の期間として定める必要があるときは、参加停止の期間を通常長期期間の2倍まで延長することがある。
- 9 京都市交通局談合情報対応マニュアルに定める誓約書を提出した競争入札有資格者について、後日、談合等の不正事実が発覚したことにより参加停止を行う場合における参加停止の期間は、第3条及び別表により定めた期間又は前各項の規定により定めた期間の2倍とする。
- 10 管理者は、参加停止の期間中の競争入札有資格者について、情状酌量すべき特別の事由若しくは極めて悪質な事由が明らかとなり、又は参加停止を行った時と異なる状況が生じたときは、別表に規定する期間又は当該期間に前各項の規定を適用した場合の期間の範囲内において参加停止の期間を変更することがある。
- 11 管理者は、参加停止の期間中の競争入札有資格者が、当該参加停止に係る事由について責めを負わないことが明らかとなったときは、当該競争入札有資格者について、参加停止を解除するものとする。

（承継人に対する参加停止）

第7条 管理者は、参加停止の期間中の競争入札有資格者から京都市交通局競争入札等取扱要綱第5条の規定により入札参加資格を承継した者があるときは、当該承継人について、参加停止を行うものとする。参加停止の期間中の競争入札有資格者から他の競争入札有資格者に対して営業譲渡等により営業が承継された場合も、同様とする。

- 2 前項の規定による承継人の参加停止の期間は、被承継人に係る参加停止の残期間とする。
- 3 第1項の規定により承継人について参加停止を行った場合において、被承継人が引き続き競争入札有資格者であるときは、被承継人の参加停止は、解除しないものとする。

（参加停止の通知）

第8条 管理者は、参加停止を行い、第6条第10項の規定により参加停止の期間を変更し、又は同条第11項の規定により参加停止を解除したときは、当該競争入札有資格者に対し、その旨を通知するものとする。ただし、管理者が通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 管理者は、前項本文の規定により通知をするときは、必要に応じ、改善措置の報告を徴するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第9条 参加停止の期間中の競争入札有資格者については、随意契約の相手方とし

てはならない。ただし、災害時の応急工事、工事施工上特許を要する工事その他やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

(再委託の承認の禁止等)

第10条 参加停止の期間中の競争入札有資格者については、規程第44条の規定による本市契約に係る義務の履行の委託先とすることを承認してはならない。

2 前項に定めるもののほか、本市契約の相手方に対しては、参加停止の期間中の競争入札有資格者を下請として使用しないよう求めるものとする。

(参加停止に至らない事由に関する措置)

第11条 管理者は、参加停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、競争入札有資格者に対し、警告又は注意の喚起を行うことがある。

(報告)

第12条 別表に掲げる要件のいずれかに該当することとなった者は、当該要件に該当する事由が発生した日の翌日から起算して1月以内に本市に対しその旨を報告しなければならない。

2 管理者は、別表に掲げる要件のいずれかに該当する可能性がある認められる者に対し、当該要件に該当するか否かを判断するために必要な報告を求めることがある。

3 前項の規定により報告を求められた者は、報告を求められた日の翌日から起算して7日(日数の計算に当たっては、京都市の休日を定める条例第1条第1項に規定する本市の休日を除くものとする。)以内に報告しなければならない。

(参加停止の期間の短期等)

第13条 第3条、第4条、第6条及び別表の規定にかかわらず、これらの規定により定める参加停止の期間は、36月を超えないものとする。ただし、参加停止の期間について、その終期が確定できないものであるときは、この限りでない。

2 第3条、第4条、第6条及び別表の規定にかかわらず、これらの規定により計算した参加停止の期間が1月に満たないときは、これを1月とする。ただし、第6条第11項の規定により参加停止を解除するとき又は参加停止の期間について、その終期が確定できないものであるときは、この限りでない。

3 第3条、第4条、第6条及び別表の規定により計算した参加停止の期間が1月を超え、かつ、1月未満の端数があるときは、この端数を切り捨てて計算した月数を参加停止の期間とする。ただし、第6条第3項の規定により参加停止の期間を計算するとき、同条第11項の規定により参加停止を解除するとき又は参加停止の期間についてその終期が確定できないものであるときは、この限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年1月1日から施行する。

(平成15年1月1日前の贈賄に関する経過措置)

2 競争入札有資格者が別表4(贈賄)に規定する要件に該当する行為を平成15年1月1日前にしたことが明らかな場合における参加停止の期間(本市職員に対する贈賄のうち同表に規定する一般役員等及び使用人に係るもの並びに京都府

外の機関の職員に対する贈賄に係るものに限る。)は、同表に規定する期間にかかわらず、附則別表第1に定めるところによる。

(平成14年1月1日前の独占禁止法違反行為及び談合等に関する経過措置)

- 3 平成14年1月1日前に行われた入札その他の契約の申込みについて、競争入札有資格者が別表5(独占禁止法違反行為)又は6(談合等)に規定する要件に該当する場合における参加停止の期間は、同表に規定する期間にかかわらず、附則別表第2に定めるところによる。

(平成15年1月1日前の談合等に関する経過措置)

- 4 平成14年1月1日から同年12月31日までの間に行われた入札その他の契約の申込みについて、競争入札有資格者が別表6(談合等)に規定する要件に該当する場合における参加停止の期間(本市契約のうち同表に規定する一般役員等及び使用人に係るものに限る。)は、同表に規定する期間にかかわらず、附則別表第3に定めるところによる。

附 則(平成16年3月31日決定)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日決定)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年5月30日決定)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 競争入札有資格者がこの要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の京都市交通局競争入札参加停止取扱要綱別表5に規定する排除勧告を受け、同日以後に本市が当該排除勧告を受けていたことを知り得たときは、なお従前の例による。

附 則(平成18年11月20日決定)

この要綱は、平成18年11月20日から施行する。

附 則(平成19年2月19日決定)

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則(平成20年3月1日決定)

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要綱による改正後の京都市交通局競争入札参加停止取扱要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

附 則(平成21年2月16日決定)

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則(平成21年4月13日決定)

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則（平成 21 年 5 月 29 日決定）

この要綱は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 4 月 8 日決定）

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 30 日決定）

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 5 月 31 日決定）

この要綱は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 28 日決定）

この要綱は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 4 月 16 日決定）

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則（平成 27 年 4 月 30 日決定）

この要綱は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 5 月 29 日決定）

この要綱は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 5 月 30 日決定）

この要綱は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 6 月 30 日決定）

（施行期日）

1 この要綱は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 この要綱による改正後の京都市交通局競争入札参加停止取扱要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

附 則（平成 29 年 9 月 28 日決定）

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日決定）

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 29 日決定）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 14 日決定）

（施行期日）

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表 9 の改正規定は、同年 6 月 1 日から施行する。
（経過措置）

2 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）及び刑法等の一部を

改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行前にした行為の処罰に係るこの要綱による改正前の京都市交通局競争入札参加停止取扱要綱別表 9 (2) の規定の適用については、なお従前の例による。

附則別表第 1

要 件		期 間	
贈賄（平成１５年１月１日前） 競争入札有資格者である個人、競争入札有資格者の役員又はその使用人が、贈賄の容疑により、逮捕され、送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	本市職員に対する贈賄	一般役員等	１８月
		使用人	１２月
	京都府外の機関の職員に対する贈賄	代表役員等	６月
		一般役員等	４月
		使用人	３月

注 1 「代表役員等」とは、競争入札有資格者である個人又は競争入札有資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。

2 「一般役員等」とは、競争入札有資格者の役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で、代表役員等以外のものをいう。

3 「使用人」とは、競争入札有資格者の使用人で一般役員等以外のものをいう。

4 参加停止の期間の満了日までに不起訴の決定があったことを本市が知ったときは、当該参加停止の期間は、不起訴の決定があったことを知った日までとする。

5 贈賄により参加停止を行うときは、競争入札有資格者に対し、不起訴処分が決定したときは申し出るよう指示し、当該申出があったときは、直ちにその事実について確認するものとする。

附則別表第 2

1 独占禁止法違反行為（平成 1 4 年 1 月 1 日前）

要 件		期 間	
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会から排除勧告若しくは課徴金納付命令を受け、又は関係機関から告発されたとき。	本市契約	極めて重大な違反	9 月
		重大な違反	6 月
		重大に至らない違反	3 月
	京 都 府 内 の 他 の 契 約	極めて重大な違反	6 月
		重大な違反	4 月
		重大に至らない違反	2 月
	京 都 府 外 の 契 約	極めて重大な違反	3 月
		重大な違反	2 月
		重大に至らない違反	1 月

2 談合等（平成 1 4 年 1 月 1 日前）

要	件		期 間
競争入札有資格者である個人、競争入札有資格者の役員又はその使用人が談合又は競売入札妨害の容疑により、逮捕され、送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	本市契約	代表役員等	1 2 月
		一般役員等	9 月
		使用人	6 月
	京都府内の他の契約	代表役員等	9 月
		一般役員等	6 月
		使用人	4 月
	京都府外の契約	代表役員等	6 月
		一般役員等	4 月
		使用人	3 月

注 1 「代表役員等」、「一般役員等」及び「使用人」については、附則別表第 1 注 1 から 3 ままで同じ。

2 参加停止の期間の満了日までに不起訴の決定があったことを本市が知ったときは、当該参加停止の期間は、不起訴の決定があったことを知った日までとする。

3 談合等により参加停止を行うときは、競争入札有資格者に対し、不起訴処分が決定したときは申し出るよう指示し、当該申出があったときは、直ちにその事実について確認するものとする。

附則別表第3

要 件	期 間
談合等（平成14年1月1日以後平成15年1月1日前） 競争入札有資格者である個人、競争入札有資格者の役員又はその使用人が談合又は競争入札妨害の容疑により、逮捕され、送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	一般役員等 18月 使用人 12月

注 附則別表第1注2から5までと同じ。

別表（第3条関係）

1 粗雑履行その他契約違反

要 件	期 間
(1) 本市契約の履行に当たり、粗雑にしたと認められるときその他契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	35点未満 12月
	35点以上40点未満 9月
	40点以上45点未満 6月
	45点以上50点未満 3月
	イ 正当な理由がなく、履行期限を遅延したとき。 6月以下
	ウ 検査の結果、債務の不完全履行があり、減価採用をしたとき。 6月以下
	エ 正当な理由がなく履行の内容、方法その他の契約の条件に違反し、本市が期日を定めて改善の指示を行ったにもかかわらず、当該指示の内容を期日までに達成できなかったとき。 6月以下
	オ 契約の目的物に契約不適合があり、本市が期日を定めて修補又は取替えを要求した場合において、正当な理由がなく期日までに要求に応じなかったとき。 6月以下
	カ 事前に文書による承認を得ないで契約に係る義務の履行を第三者に委託し、契約に係る権利を第三者に譲渡し、又は契約に係る義務を第三者に承継させたとき。 6月以下
(2) 本市契約以外の契約（以下「一般契約」という。）のうち、京都府内において履行される公共契約の履行に当たり、粗雑にしたと認められるとき（契約不適合が軽微であると認められるときを除く。）その他契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	キ 納入前に交通局検収員による検査を受けなければならない物品等の調達契約において、当該検査を受けずに納入したとき。 1月
	ク その他契約に違反したとき。 12月以下
(2) 本市契約以外の契約（以下「一般契約」という。）のうち、京都府内において履行される公共契約の履行に当たり、粗雑にしたと認められるとき（契約不適合が軽微であると認められるときを除く。）その他契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 3月以下	

注1 第1号（同号アを除く。）に該当する場合において、契約不適合又は違反の程度が軽微であり、本市において損害が発生せず、かつ、事務の遂行に支障が生じなかったときは、警告にとどめる。ただし、直前1年間に同号による警告を受け、又はこの要綱に基づく参加停止を受けていたとき（同日に同号による警告を受け、又はこの要綱に基づく参加停止を受けることとなったときを含む。）は、参加停止を行う。

2 第1号カの規定は、文書による承認について、緊急その他のやむを得ない事情により事前に得ることができず、事後において得た場合は、適用しない。

2 公衆損害事故

要 件		期 間
本市契約又は一般契約の履行に当たり、安全管理の不適切があったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は公衆に損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	(1) 本市契約	(ア) 軽傷者を生じさせたとき、又は損害の程度が軽いとき。 1 月 (イ) 重傷者を生じさせたとき、又は損害の程度が中程度のとき。 2 月 (ウ) 死亡者を生じさせたとき、又は損害の程度が重いとき。 6 月
	(2) 京都府内において履行される一般契約	(ア) 重傷者を生じさせたとき、又は損害の程度が中程度のとき。 1 月 (イ) 死亡者を生じさせたとき、又は損害の程度が重いとき。 3 月

注 1 「軽傷者」とは要加療期間が 14 日以上 30 日未満である負傷者をいい、「重傷者」とは要加療期間が 30 日以上である負傷者をいう。

2 公衆に損害を与えた場合（負傷者がいない場合に限る。）において、損害の程度が軽く、かつ、被災者にも相当の過失があるなど損害に対する競争入札有資格者の責任等について斟酌すべき事情があると認められるときは、警告にとどめることがある。ただし、直前 1 年間に同様の警告を受け、又はこの要綱に基づく参加停止を受けていたとき（同日に同様の警告を受け、又はこの要綱に基づく参加停止を受けることとなったときを含む。以下同じ。）は、参加停止を行う。

3 契約関係者事故

要 件		期 間	
本市契約又は一般契約の履行に当たり、安全管理の不適切があったため、契約関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	(1) 本市契約	(ア) 重傷者を生じさせたとき。	1 月
		(イ) 死亡者を生じさせたときその他当該事故が重大であると認められるとき。	2 月
	(2) 京都府内において履行される一般契約	死亡者を生じさせたときその他当該事故が重大であると認められるとき。	1 月

注 「重傷者」とは要加療期間が 30 日以上である負傷者をいう。

4 贈賄等

要 件		期 間	
競争入札有資格者である個人、競争入札有資格者の役員又はその使用人が、贈賄又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律の違反の容疑により、逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	本市職員に対する贈賄		2 4 月
	本市以外の職員に対する贈賄	役員	1 2 月
		使用人	6 月

注 1 「役員」には、支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者を含む。

2 参加停止の期間の満了日までに不起訴の決定があったことを本市が知ったときは、当該参加停止の期間は、不起訴の決定があったことを知った日までとする。

3 贈賄により参加停止を行うときは、競争入札有資格者に対し、不起訴処分が決定したときは申し出るよう指示し、当該申出があったときは、直ちにその事実について確認するものとする。

5 独占禁止法違反行為

要	件		期 間
独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令 <u>又は違反行為を行った事実を公表されて課徴金減免制度の適用</u> （以下「排除措置命令等」という。）を受け又は違反行為を行った事実を公表されて課徴金減免制度の適用を受け、同委員会から告発され、又は逮捕され、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	本市契約	極めて重大な違反	2 4 月
		重大な違反	1 2 月
		重大に至らない違反	9 月
	一般契約	極めて重大な違反	1 2 月
		重大な違反	9 月
		重大に至らない違反	6 月

注1 「極めて重大な違反」とは、次の第1号に掲げる事由又は第2号から第5号までに掲げる事由のうち2以上に該当するものをいう。

(1) 課徴金の2倍加算

課徴金納付命令を受けた場合において、違反行為を繰り返し、かつ、違反行為において主導的な役割を果たしたとして、独占禁止法第7条の3第3項の規定の適用により、課徴金の額が2倍に加算されたとき。

(2) 課徴金の5割加算

課徴金納付命令を受けた場合において、違反行為を繰り返し、又は違反行為において主導的な役割を果たしたとして、独占禁止法第7条の3第1項又は第2項の規定の適用により、課徴金の額が5割加算されたとき。

(3) 代表役員等の関与

排除措置命令等を受けた場合において、代表役員等（競争入札有資格者である個人又は競争入札有資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。）が関与していたことが明らかとなるとき。

(4) 複数の違反行為に基づく命令等

同一の事案について同日に複数の排除措置命令等を受けた場合において、当該命令等がそれぞれ別の違反行為（例 土木工事に係る談合と舗装工事に係る談合）に基づくものであるとき。

(5) 告発等

独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反するとして告発され、又は逮捕され、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

2 「重大な違反」とは前項第2号から第5号までに掲げる事由のいずれかに該当するものをいい、「重大に至らない違反」とは前項各号のいずれにも該当しないものをいう。

6 談合等

要	件		期 間
競争入札有資格者である個人、競争入札有資格者の役員又はその使用人が、談合又は公契約関係競売等妨害の容疑により、逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	本市契約		2 4 月
	一般契約	役員	1 2 月
		使用人	6 月

注1 「役員」については、別表4注1と同じ。

2 参加停止の期間の満了日までに不起訴の決定があったことを本市が知ったときは、当該参加停止の期間は、不起訴の決定があったことを知った日までとする。

3 談合等により参加停止を行うときは、競争入札有資格者に対し、不起訴処分が決定したときは申し出るよう指示し、当該申出があったときは、直ちにその事実について確認するものとする。

7 京都市公契約基本条例違反等

要 件	期 間
(1) 京都市公契約基本条例（以下「公契約条例」という。）第18条第1項の規定による公表（以下「公表」という。）をされたとき。	公表をされている期間
(2) 本市が発注する契約に係る業務において、やむを得ない事情がないにもかかわらず、公表をされている事業者（以下「公表事業者」という。）と公契約条例第2条第5号に規定する下請等契約（以下「下請等契約」という。）を締結したとき。	下請等契約が終了し、又は下請等契約を締結した事業者の公表が終了するまで
(3) 受注者等（本市が発注する契約に係る業務の受注者及び当該業務に係る公契約条例第2条第6号に規定する下請負者等（以下「下請負者等」という。）をいう。以下同じ。）が次のいずれにも該当する場合であって、本市の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 ア 受注者等の下で、当該業務に従事する下請負者等が公表事業者と下請等契約を締結した場合 イ 受注者等が、アの下請負者等が公契約条例第11条の規定を遵守するために必要な措置を講じていない場合	1 月

注 第3号に該当する場合において、直前1年間に同様の事実がないときは、警告にとどめる。

8 脱税

要 件	期 間
競争入札有資格者である個人、競争入札有資格者の役員又はその使用人が、業務に関し、脱税行為により、税務当局から告発され、逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき	6 月

注1 告発が参加停止事由となるので、捜査当局の捜査などにより要件に掲げる者が告発されていることを知った場合は、要綱第12条に基づく本市への報告を要する。

2 「告発され、逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された」場合には、在職中の業務に関する行為に関して離職後に告発され、逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合を含む。

3 参加停止の期間の満了日までに不起訴の決定があったことを本市が知ったときは、当該参加停止の期間は、不起訴の決定があったことを知った日までとする。

4 告発又は逮捕により参加停止を行うときは、競争入札有資格者に対し、不起訴処分が決定したときは申し出るよう指示し、当該申出があったときは、直ちにその事実について確認するものとする。

9 不正又は不誠実な行為

要 件				期間	
(1) 別表 1 から 8 ま でに 定め るも のほ か、 業務 に関 し不正 又は 不誠 実な 行為 をし、 契約 の相手 方とし て不適 当であ ると認 められ るとき。	ア 法令 等違反	(ア) 建設業法、廃棄物の 処理及び清掃に関する 法律、警備業法その他の 営業する者の資格、業務 の範囲、設備その他につ いて規制する法令等（以 下「業法等」という。） の違反により関係官庁 から処分されたとき（逮 捕され、又は逮捕を経 ないで公訴を提起され たときを含む。以下同 じ。）。	a 逮捕され、 又は逮捕を経 ないで公訴を 提起されたとき。	本市契約	6 月
				一般契約	3 月
			b 営業許可そ の他の営業の 資格の取消し （取消しによ り入札参加資 格を喪失する 場合を除く。）	本市契約	4 月
				一般契約	2 月
			c 営業停止	本市契約	3 月
				一般契約	1 月
			d 指示処分そ の他の営業停 止以外の行政 庁の処分	本市契約	2 月
				一般契約	1 月
		(イ) 独占禁止法第 19 条違反により関係官 庁から処分されたとき。		本市契約	2 月
				一般契約	1 月
	イ 入札 不正行 為	(ウ) 道路交通法、出入国 管理及び難民認定法、 河川法、建築基準法、 労働安全衛生法その他 の業法等以外の法令等 の違反により関係官庁 から処分されたとき。	a 逮捕され、 又は逮捕を経 ないで公訴を 提起されたとき。	本市契約	3 月
				一般契約	1 月
			b 行政庁の処分	1 月。ただし、違反 の是正を求める <u>本 市の</u> 処分の場合 は、1 月以上で是正 されるまで	
		(ア) 本市契約において、予定価格その他入 札に関する情報を不正に入手したと認め られるとき（公契約関係競売等妨害の疑 いによる逮捕等に至らないときを含む。）。		2 4 月	
		(イ) 本市契約において、入札に関する情報 を不正に入手しようとしたとき。		1 8 月	
		(ウ) 本市契約において、入札に関し本市が 秘密として管理している情報について、 秘密であることを知り得る状況にありな がら、本市職員に対する質問により当該 情報を入手しようとしたとき（当該情報 が秘密として管理されているものである か否かを質問したときを除く。）。		6 月	
		(エ) 本市契約において、他の入札参加者に 談合又は受注調整（以下単に「談合」と いう。）を働きかけたとき。		1 8 月	

		(わ) 本市契約において、談合の働きかけを受け、明示の同意をしたとき。	1 2 月
		(か) 本市契約において、談合の働きかけを受け、入札に参加したとき。	6 月
		(き) 本市契約において、仕様書の改ざん又は隠蔽、ホームページの改ざんその他の故意による不正な行為により公正な入札の執行を妨害したとき。	2 4 月
		(く) 本市契約において、仕様書の改ざん又は隠蔽、ホームページの改ざんその他の故意による不正な行為により公正な入札の執行を妨害しようとしたとき。	1 2 月
		(け) 本市契約において、過失により公正な入札の執行を妨害したとき。	6 月
		ウ 不実記載	本市に提出した競争入札参加資格確認申請書若しくはその添付書類その他の契約前の提出書類又は建設業法第 2 4 条の 7 第 1 項に規定する施工体制台帳その他の契約後の提出書類に故意又は過失により不実の記載をしたとき。
(イ) 重大でないもの	3 月以下		
エ 入札無断欠席	本市契約において、一般競争入札において参加資格の確認を受け、又は指名競争入札において指名されたにもかかわらず、事前の連絡なしに入札に参加しなかったとき。	1 月	
オ 契約辞退	本市契約において、落札後（随意契約に係る契約の相手方の決定後を含む。）に契約を締結しないとき。	3 月	
カ 契約解除	規程第 6 1 条、京都市契約事務規則第 5 8 条若しくは京都市上下水道局契約規程第 5 1 条により契約を解除したとき。	6 月	
キ 暴力行為等	本市契約の履行に当たり、暴力行為等により公衆に危害を加え、又は著しく迷惑を掛けたとき。	1 2 月以下	
ク その他	アからキまでに掲げる場合のほか、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1 2 月以下	
(2) 別表 1 から 8 まで及び前号に定める場合のほか、代表役員等が 拘禁刑 以上の刑に相当する犯罪の容疑により、逮捕され、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起され、又は 拘禁刑 以上の刑若しくは刑法に定める罪による罰金刑を受け、契約の相手方として不適当であると認められるとき。			管理者が認定する期間

注 1 第 1 号アの「逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合」には、在職中の業務に関する行為に関して離職後に逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合を含む。

2 第 1 号ア及び第 2 号の場合において、参加停止の期間の満了日までに不起訴の決定があったことを本市が知ったときは、当該参加停止の期間は、不起訴の決定があったことを知った日までとする。

3 逮捕により参加停止を行うときは、競争入札有資格者に対し、不起訴処分が決定したときは申し出るよう指示し、当該申出があったときは、直ちにその事実について確認するも

のとする。

- 4 第1号イ中の「入札」には、見積合わせ、プロポーザル方式、コンペ方式等の方法により締結する随意契約を含む。
- 5 第1号イ(ウ)の質問により情報を入手しようとした場合において、秘密であることを知り得る状況にあると認められる者が、当該情報について初めて質問したときは、警告にとどめる。ただし、直前1年間に同様の警告を受け、又はこの要綱による参加停止を受けていたときは、参加停止を行う。
- 6 第1号ウの場合において、不実記載が過失によるものであることが明らかであり、かつ、要件該当者が当該入札で落札者とならなかったときは、警告にとどめることがある。ただし、直前1年間に同様の警告を受け、又はこの要綱による参加停止を受けていたときは、参加停止を行う。
- 7 第1号エの「一般競争入札において参加資格の確認を受け、又は指名競争入札において指名されたにもかかわらず、事前の連絡なしに入札に参加しなかった」ことが同一日に複数回あった場合であっても、同規定に該当する行為は1回であったものとみなす。
- 8 第1号エに該当する場合において、直前1年間に同様の行為がないときは、警告にとどめる。
- 9 第2号の「代表役員等」とは、競争入札有資格者である個人又は競争入札有資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。

10 その他

要 件		期 間	
別表 1 から 9 までの ものの ほか、 契約の 相手方 として 不適当 であると認め られる とき。	(1) 経営不振	経営不振（手形交換所の取引停止処分、破産申立て、会社更生手続開始申立て、民事再生手続開始申立て、整理開始申立てその他経営が正常でない客観的に認められるものをいう。）が明らかになったとき。	経営が再建されたと認められるまで
	(2) 本市債務に係る債権差押え等	競争入札有資格者の本市に対する債権について差押え（仮差押えを含む。以下同じ。）があったとき。	差押えが解除され、又は取立てが完了するまで。
	(3) 履行に際しての紛争の解決	本市契約の履行に当たり、下請代金の支払又は公衆に与えた損害等の紛争に誠意をもって解決に当たらなかったとき。	解決されたと認められるまで。
	(4) 公務執行妨害行為	本市職員に対し、威圧その他の行為により公務の執行を妨げたとき。	2 月以上 1 2 月以下
	(5) 取引の相手方として社会通念上必要とされる礼節を欠く行為	本市職員に対し、暴言、侮辱、脅迫、威圧的な言動、著しく粗野な言動その他取引の相手方として社会通念上必要とされる礼節を欠く言動を行ったとき。	3 月以下
	(6) 暴力団等による不当介入の不報告	ア 契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）による暴力、脅迫及びこれらに類する手段（以下「暴力的手段」という。）の行使を受けたとき、又は暴力的手段の行使による要求を受けたときその他不当な介入（以下「不当介入」という。）により被害を受けた場合において、不当介入のあった日の翌日から起算して 7 日（日数の計算に当たっては、京都市の休日を定める条例第 1 条第 1 項に規定する本市の休日を除くものとする。以下本号ウにおいて同じ。）以内に管理者に対し報告するとともに、所轄の警察署に対して被害届を提出しなかったとき。	1 月
イ 契約の履行に当たり、暴力団等による不当介入があった場合において、不当介入のあった日の翌日から起算して 7 日以内に管理者及び京都府警察本部長に対して報告書を提出しなかったとき。		1 月	

(7) 入札の公正な執行を妨げたとき。	ア 本市の発注する公共工事及び測量、設計等に係る競争入札（通常型指名競争入札を除く。）に参加した者が、当該競争入札の他の参加者との間において適正な競争が行われないと認められる資本関係又は人的関係があるとき。	6 月以下
	イ 本市の発注する公共工事に係る競争入札（事後確認型一般競争入札を除く。）において落札し契約の相手方となった者が、文書による本市の承諾を得ずに、当該競争入札に参加した他の者（以下「非落札者」という。）に当該公共工事に関して建設業法第 2 条第 1 項に規定する建設工事（以下「建設工事」という。）を請け負わせたとき、又は非落札者が契約の対象となった公共工事に係る建設工事を請け負ったとき。	6 月
	ウ 低入札価格調査対象工事において、調査の対象となった者が、調査に協力しないとき、又は調査基準価格を下回る価格で入札を行った者が提出期限までに調査に必要な書類を提出しないとき。	4 月
	エ 本市の発注する物品等の調達に係る競争入札に参加した者が、当該競争入札の他の参加者との間において適正な競争が行われないと認められる人的関係があるとき。	6 月以下
	オ 本市の発注する工事の請負以外の契約に係る競争入札において落札し契約の相手方となった者（以下「契約者」という。）が、当該競争入札に参加した他の者（以下「非落札者」という。）から契約の履行に必要な物件（落札者の商標を付して製作された物件を除く。以下同じ。）若しくは役務を調達したとき、又は非落札者が契約の履行に必要な物件若しくは役務を契約者に供給したとき。ただし、契約者が、非落札者以外の者を經由して非落札者から契約の履行に必要な物件又は役務を調達したとき及び特許権その他の排他的権利に係る物件の調達その他のやむを得ない事由により、非落札者から契約の履行に必要な物件又は役務の一部の提供を受ける必要があるため、あらかじめ文書による本市の承諾を得たときを除く。	6 月

		カ 事後確認型一般競争入札（ＷＴＯ案件等）又は事後確認型指名競争入札の事後確認資格の確認に必要な書類を提出期日までに提出しなかったとき。	2 月
		キ 管理者の指示を受けず、又は許可を得ずに事後確認型一般競争入札（ＷＴＯ案件等）又は事後確認型指名競争入札の事後確認資格の確認を受けようとしたとき。	1 月
		ク 本市の電子入札システムについて、コンピュータウィルス（電子計算機に被害をもたらす不正なプログラムをいう。）を送信したとき、又は入札端末機の誤操作その他の障害の原因となる行為によって本市の電子入札システムに障害を発生させたとき（障害の発生がその者の責めに基づかないことが明らかである場合を除く。）。	3 月以下
		ケ 他の者が交付を受けた入札端末機利用者カード（以下「カード」という。）を使用して入札データを送信したとき。ただし、あらかじめ当該他の者から当該カードを使用した入札データの送信について委任を受け、本市の承認を得ているときを除く。	6 月
		コ 入札の執行中に、当該入札の参加者が当該入札の執行には不必要な発言を行ったとき、又は当該入札に参加していない者が、その発言により当該入札の適正な執行を妨げたとき。ただし、やむを得ない事情により発言したものと認められるときを除く。	1 月

(8) 金銭債務の不履行	本市に対する損害賠償その他の金銭債務について、履行期限の経過後もなお完全に履行されていないとき。	次のいずれかに該当するに至るまで。 (1) 完全な履行がなされたと認められたとき。 (2) 公正証書（債務者が当該公正証書において履行を約した事項について履行をしなかった場合に直ちに強制執行に服する旨が記載されているものに限る。）が作成されたとき。 (3) 履行に向けて誠実に対応していると認められるとき。
(9) 不報告	ア 第1号に該当することとなったにもかかわらず、第12条第1項の規定による報告を怠り、かつ、経営が再建された後に本市がこれらの事実を知ったとき。	1月
	イ 第2号又は第3号に掲げる要件に該当することとなったにもかかわらず第12条第1項の規定による報告を怠り、かつ、当該要件に該当しないこととなった後に本市がこれらの事実を知ったとき。	1月
	ウ 第12条第3項の規定に違反して報告を行わないとき。	第12条第3項の規定による報告の期限の日の翌日から報告を行うまで。
(10) その他	前各号に掲げる場合のほか、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	管理者が認定する期間

注1 第1号の経営不振により参加停止を行った場合（会社更生手続開始申立て及び民事再生手続開始申立てを理由とするものを除く。）については、経営不振でなくなったときは、文書によるその旨の申立て及びその事実を証明する書類に基づき、資格の再審査をしたうえで経営再建を認定する。

2 第1号の経営不振により参加停止を行った場合で、会社更生手続開始申立て又は民事再生手続開始申立てを理由とするものについては、当該会社更生手続開始申立て又は民事再生手続開始申立てに対し、それぞれ会社更生手続又は民事再生手続の開始決定がなされたときは、文書によるその旨の申立てに基づき、資格の再審査をしたうえで経営再建を認定

する。

- 3 第7号ア又はエの場合において、要件に該当した者がいずれも当該入札で落札者とならなかった場合は、警告にとどめる。ただし、直前1年間に同様の警告を受け、又はこの要綱による参加停止を受けていたときは、その者について、参加停止を行う。
- 4 第7号コに規定する発言を行った者については、故意又は重大な過失があると認められるときを除き、警告にとどめる。ただし、直前1年間に同様の警告を受け、又はこの要綱による参加停止を受けていたときは、参加停止を行う。
- 5 第9号ア及びイの規定は、第1号、第2号又は第3号の要件に該当しないこととなった日から2年を経過したときは、適用しない。